定款

公益社団法人射水市医師会

# 第1章 名称及び事務所

#### (名称及び事務所)

第1条 この会は、公益社団法人射水市医師会(以下「本会」という。)と称し、主たる 事務所を富山県射水市に置く。

# 第2章 目的及び事業

#### (目的及び事業)

- 第2条 本会は、日本医師会及び富山県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び 医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与すること を目的として、次の事業を行う。
  - (1) 医道の高揚に関する事項
  - (2) 医学教育の向上に関する事項
  - (3) 医師の生涯研修に関する事項
  - (4) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
  - (5) 地域医療の推進発展に関する事項
  - (6) 地域保健、学校保健及び産業保健の向上に関する事項
  - (7) 救急医療及び災害医療の充実に関する事項
  - (8) 保険診療の充実に関する事項
  - (9) 医事衛生の調査研究に関する事項
  - (10) 会員の福祉向上、医業経営の安定を基盤とした市民の健康および福祉の増進に関する事項
  - (11) 医師会相互の連絡調整に関する事項
  - (12) 会員の相互扶助に関する事項
  - (13) その他、本会の目的を達成するため必要な事項
  - 2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

# 第3章 会 員

#### (会員の資格)

- 第3条 本会は射水市を区域とし、区域内において就業所(診療に従事しない者については住所)を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したものをもって会員とする。
  - 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

# (入会、異動及び退会)

第4条 本会に入会しようとする者は、本会へ別に定める様式の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員はその住所、氏名又はその他の届出事項に変更があったときは、速やかに 届出をしなければならない。
- 3 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議 裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。
- 4 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいっても退会することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、会長は、第7条第6項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同第1項に基づく処分を行うことができる。

### (入会金及び会費並びに負担金)

- 第5条 会員は、本会所定の入会金及び会費並びに負担金を本会に納入しなければならない。
  - 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の決議を経て、その額を減免することができる。
  - 3 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### (会員の本務)

- 第6条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。
  - 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

### (会員の制裁)

- 第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。
  - (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
  - (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき
  - (3) その他制裁を科す正当な事由があるとき
  - 2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。
  - 3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。
  - 4 除名は、会員総会の決議を経て行う。
  - 5 前2項の場合においては、その会員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を 与えるものとする。
  - 6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。
  - 7 第2項又は第3項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知する。

#### (会員資格の喪失)

- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 第4条第4項及び第7条第4項により退会したとき
  - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
  - (3) 会員が死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたとき
  - (4) 正当な理由なく会費を2年以上納入しないとき
  - (5) 全会員が同意したとき

# 第4章 会員総会

#### (会員総会)

- 第9条 会員総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
  - 2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (定時会員総会及び臨時会員総会)

- 第10条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。
  - 2 定時会員総会は、毎年1回、招集しなければならない。
  - 3 臨時会員総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1 以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、 臨時会員総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6 週間以内に臨時会員総会を招集しなければならない。
  - 4 会員総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間(書面表決を予定しているときは2週間)前までに会員に発しなければならない。

### (会員総会の議長)

第11条 会員総会の議長は、会員総会において、会員の中から選出する。

#### (会員総会の任務)

- 第12条 会員総会は、次に掲げる事項を決議する。
  - (1) 決算に関する事項
  - (2) 入会の基準並びに入会金の額、会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
  - (3) 会員の除名
  - (4) 理事及び監事の選任及び解任
  - (5) 理事及び監事の報酬等の額
  - (6) 定款の変更に関する事項
  - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
  - (8) 本会の解散及び残余財産の帰属の決定に関する事項
  - (9) 理事会が付議した事項
  - (10) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
  - 2 会員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
    - (1) 第44条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
    - (2) 第45条第2項に定める事業報告
    - (3) その他必要な会務報告

### (富山県医師会代議員等の選任)

- 第13条 理事会は富山県医師会代議員及び予備代議員を選出し、その後直近の定時会 員総会に報告する。
  - 2 前項の選出する方法は、富山県医師会において定めたところによる。

### (会員総会の定足数及び決議)

- 第14条 会員総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。
  - 2 会員総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。
  - 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項

### (書面表決等)

- 第15条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の会員 を代理人としてその議決権を行使することができる。また、理事会において会 員総会に出席できない会員が書面で議決権を行使することができることを定 めたときは、会員総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を 行使することができる。
  - 2 前項の場合においては、第14条の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

#### (会員総会への出席発言)

第16条 役員は、会員総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。

ただし、当該事項が会員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

### (議事録)

- 第17条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 議長及び議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

### 5章 役 員

# (役員)

- 第18条 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事10名以上13名以内
  - (2) 監事 2 名以内
  - 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
  - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項 第2号の業務執行理事とする。

#### (理事の職務)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 執行する。
  - 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
  - 3 副会長は会長を補佐し業務を執行する。会長が欠けたとき又は会長に事故が ある場合においては、副会長のなかから法人法上の代表理事を理事会の決議に より選定し、会長の職務を代行する。
  - 4 副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により、他の副会長がその職務を代行する。
  - 5 会長、副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなけれ ばならない。
  - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (役員の任期)

- 第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時会員総会の終結のときまでとする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
  - 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
  - 4 理事又は監事が第18条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、 任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は 監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、本会会員の中から会員総会の決議によって選任する。
  - 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (役員の親族等割合の制限)

- 第23条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係 がある者の合計数が、理事の現在総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
  - 2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び 本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊 の関係があってはならない。

#### (保有株式等に係る議決権行使の制限)

第24条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使す

る場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

#### (役員の解任)

第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

#### (役員の報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会 において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支 給することができる。
  - 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

### (役員の責任免除)

第27条 本会は、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合 において、特に必要と認めるときは、理事及び監事の損害賠償責任を法令の限 度において理事会の決議によって免除することができる。

# 第6章 理事会

### (理事会)

- 第28条 本会に理事会を置く。
  - 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
  - 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に 招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請 求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が 発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができ る。
  - 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
  - 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事 会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を もって行う。

#### (理事会の任務)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合すること

を確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な 法令で定める体制の整備

- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第11 1条第1項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、 当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録 により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議が あったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

### (理事会への報告の省略)

第30条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

ただし、会長、副会長が自己の職務の執行状況の報告をおこなうこと(第19 条第5 項)についてはこの限りでない。

#### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席 した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

# 第7章 裁定委員会

#### (裁定委員会)

- 第32条 本会に、裁定委員会を置く。
  - 2 裁定委員会は、5名の裁定委員をもって組織する。

### (裁定委員の選任)

第33条 裁定委員は、本会会員の中から、会員総会において選任する。

### (裁定委員の任期)

- 第34条 裁定委員の任期は、第21条第1項(役員の任期)の規定を準用する。
  - 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、 引き続きその職務を行うものとする。

#### (裁定委員の兼職禁止)

第35条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼 ねることができない。

## (身分に関する裁定)

- 第36条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。
  - (1) 第4条第3項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
  - (2) 第7条(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項
  - (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

### (紛議に関する調停)

第37条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその 調停を行う。

### (裁定委員会に関する規則)

第38条 裁定委員会に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て定める。

# 第8章 委員会

# (委員会の設置)

- 第39条 会長又は会員総会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。
  - 2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、会員総会が設置する委員会に関しては、会員総会の決議を経て、別に定める。

# 第9章 団体契約及び意見表明

### (団体契約)

第40条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約 を締結することができる。

#### (行政庁等に対する意見表明)

第41条 本会は、第2条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その 他の関係者に対して意見を述べることができる。

### 第10章 資産及び会計

# (本会の経費)

第42条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当 する。

# (事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

# (事業計画及び収支予算)

第44条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経なけ

ればならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の定時会員総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するもの とし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き、一般の閲覧 に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

- 第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を 作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に報告し、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - 4 前項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
  - 5 第1項各号及び第3項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後、 3 筒月以内に行政庁に提出しなければならない。
  - 6 貸借対照表は、定時会員総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

#### (剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

#### (財産の管理責任)

第47条 本会の財産は、会長が管理する。

### (公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第45条第3項第4号の書類に記載するものとする。

# 第11章 事務局

#### (事務局)

- 第49条 本会に、事務局を置く。
  - 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
  - 3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

# 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。
  - 2 前項の規定にかかわらず、第52条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第51条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益 社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律(以下「認定法という。)第3 0条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、会員総会の決議を 経て、これに相当する額の財産を1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同 法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第53条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その 残余財産は会員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条 第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公 益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

### 第13章 補 則

(定款施行細則)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会 の議決を経て、会長が定める。

(公告)

- 第55条 本会の公告は、電子公告により行う。
  - 2 前項の場合で、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は官報に掲載する。

# (委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を 経て、会長が定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# (会長等に関する措置)

第2条 この法人の最初の会長は大角誠治、副会長は木田和典、矢野博明とする。

### (裁定委員に関する経過措置)

第3条 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、会員総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

### (委員会委員に関する経過措置)

第4条 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

### (職員に関する経過措置)

第5条 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

#### (計算書類等の作成等に関する経過措置)

第6条 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。